

令和 年 月 日

京都運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者名
電話番号
担 当 者

自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー）業の承継届出書

この度、
許可を

は、

に伴い、下記のとおり自家用自動車有償貸渡業の
より承継しましたのでお届けいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名
2. 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名
3. 承継の時期 令和 年 月 日
4. 承継の理由

（添付書類）

- ・ 戸籍謄（抄）本、譲渡譲受契約書、合併契約書、分割契約書（写）
- ・ 承継会社の登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ・ 事務所の名称、所在地、貸渡車両一覧
- ・ 貸渡料金及び貸渡約款
- ・ 宣誓書【様式例1】

○ 事務所別車種別配置車両数一覧表

事務所名	所在地	配置車両数(台)					
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計
合計							

※下段は軽自動車数を記載

近畿運輸局京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者(当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者(当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

(役員(法人の場合))

氏 名

氏 名

氏 名

(見本)

自家用自動車有償貸渡業譲渡譲受契約書

(以下、「甲」という。)と、

(以下、「乙」という。)

とは、甲の所有にかかる自家用自動車有償貸渡業の権利を乙に譲受するにあたって、以下の通り契約を締結する。

第1条 甲は、甲の令和 年 月 日における甲の自家用自動車有償貸渡業全部を譲渡実行日において乙に譲渡し、乙はこれを譲受する。

第2条 令和 年 月 日から譲渡実行日までの間に生じた損失については、甲が全部負担するものとする。

第3条 甲は乙のために、令和 年 月 日から譲渡が完了するまでの間、その営業について善良な管理者の注意をもって管理し、甲の資産及び負債に重大な影響を及ぼすおそれのある営業については、あらかじめ乙と協議するものとする。

第4条 甲及び乙は相手方につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、本契約の条項を変更又は破棄する権利を保留する。

- (1) 甲又は乙が本契約に基づく義務の履行を怠ったとき
- (2) 本契約に基づく甲乙間の信頼関係を損なう行為があったとき
- (3) 甲が乙に対して重大な損害を与えたとき、又は与えるおそれがあったとき
- (4) 甲又は乙が破産、民事再生、整理又は会社更生の申立てを受け、若しくは自ら申立てたとき
- (5) 甲又は乙の重大な財産に対して強制執行、仮差押又は仮処分を受けたとき

第5条 本契約に基づき譲渡が完了した後においても、瑕疵担保責任は甲が負担するものとし、かかる瑕疵の直接的原因により乙が損害を蒙ったときは、本契約締結時の甲が乙に対してその損害を賠償するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成して、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所
氏名又は名称
代表取締役

乙：住所
氏名又は名称
代表取締役